

4 エスカレーター（条例第17条関係）

政 令	条 例
	第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。
	一 階段状のエスカレーターにあつては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
	二 くし板の端部と踏み段（階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、可動床。以下この条において同じ。）の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段等との境界を容易に識別することができるものとする。
	三 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分）

施設等	チェック項目	
エスカレーター （条例第17条）	①踏み段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	

〔解説〕

エスカレーター（階段形式、スロープ形式、平面（動く歩道）形式など）を任意で設置する場合の規定である。一般基準であるため、次の用途に応じて、対象となるエスカレーターは全て規定が適用される。

建築物の用途	基準適合の対象となるエスカレーター
特別特定建築物	不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するエスカレーター
条例第11条で追加する特定建築物	多数の者が利用するエスカレーター

チェックリスト①（条例第17条第1項第1号）

○視覚障がい者（弱視者）や高齢者などが階段状のエスカレーターの踏み段の部分を踏み外さないよう、段鼻及び左右の立ち上がり部との境界に色の明度、色相又は彩度の差がある縁取り（塗装等）を行うことを求めている。（例：黒の踏み段に黄色の縁取り）

チェックリスト②（条例第 17 条第 1 項第 2 号）

- 昇降口においてつまずき等を防止するため、条例第 17 条第 1 項第 1 号（チェックリスト①）と同様に、くし板と踏み段等に色の明度又は彩度の差をつけ、識別しやすくすることを求めている。

チェックリスト③（条例第 17 条第 1 項第 3 号）

- 視覚障がい者のエスカレーター利用にあたっては、位置や進入可否、行き先、上下方向の確認が困難となっている。
従って、単独でエスカレーターを利用している視覚障がい者の円滑な移動を図るため、進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、音声により昇降・移動の方向を通報する装置を設けなければならない。
- また、逆方向のエスカレーターへの誤進入・逆行を避けるため、進入不可能なエスカレーターにおいては、音声案内を行わないこととする。
- なお、注意喚起案内を行っているエスカレーターについては、案内のタイミングが重ならないよう配慮することが必要である。
- 放送内容としては、「〇〇行きのエスカレーターです。」等が考えられるが、放送内容はエスカレーターが設置される建築物により異なることが想定されることから特に規定はしない。
- 劇場、観覧施設等で、時間帯により、逆転運転させる場合は、あらかじめエスカレーターの上下 2 箇所に放送設備を設置しておき、乗り口となる付近で案内放送を行うこととする。

参 考

〔法逐条解説〕 政令規定なし

〔建築設計標準〕 2. 6. 2 エスカレーターの設計標準

: P 2 - 1 0 6 ~ P 2 - 1 0 9